

改正概要説明書	
国名： ドイツ	法令名：商標法
改正情報：2013年10月19日改正	
改正概要：	
<p>1. 地理的表示及び原産地名称の登録出願に対する異議申立期間について</p> <p>地理的表示及び原産地名称の登録出願に対する異議申立期間について、商標公報(Markenblatt)に掲載された日から4月以内であったものが、2月以内に変更された(第130条(4))。</p> <p>また、EU加盟国以外の第3国からなされた地理的表示及び原産地名称の登録出願に対する異議申立期間についても、EU官報(Official Journal of European Union)に掲載された日から4月以内であったものが、2月以内に変更された(第131条(1))。</p>	
<p>2. 特許裁判所、連邦最高裁判所における法律扶助(Legal Aid)について</p> <p>ドイツ民法第114条乃至第116条に規定されている訴訟費用の援助制度(いわゆる法律扶助)が、特許庁の審査に対する審判・訴訟においても利用可能となった(第66条(5)、第81a条、第88条)。</p>	
<p>3. その他</p> <p>インターネットを通じた出願関連書類の閲覧に関する規定(第62条)の導入、共同体商標訴訟における裁判管轄地や訴訟費用に関する規定(第125条e)、罰則規定(第143条)の見直しが行われている。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第62条 ファイルの閲覧，登録簿の閲覧</p> <p>旧(3)が(5)となり，(3)及び(4)が新設された。</p>	
<p>・ 第66条 審判請求</p> <p>(5)において，「第2文の意義の範囲内で第三者が参加しない手続においては，審判請求手続に係る法的扶助の付与を求める申請は，予備裁定を求めて遅滞なく特許裁判所に提出する。」が追加された。</p>	
<p>・ 第81a条 法的扶助</p> <p>新設条文である。</p>	
<p>・ 第88条 他の規定の適用</p> <p>(1)において，「当事者は，請求により，法的扶助を与えられる。特許法第138条を準用する。」</p>	

が追加された。

・ **第 95 条**

条文のタイトルが、「法的援助」から「相互援助」に変更された。

・ **第95a条 電子的手続, 命令を下す権限**

(3) 1 において、「用いられるべき電子署名」が「電子署名を使用すべきか否か及び当該署名がとるべき形態」に変更された。

・ **第96a条**

条文のタイトルが、「裁判手続の遅延に係る法律上の救済」から「過度に長い裁判手続の場合における法的保護」に変更された。

また、「特許庁及び連邦最高裁判所」が「特許裁判所及び連邦最高裁判所」に変更された。

・ **第 125e 条 共同体商標裁判所 ; 共同体商標訴訟**

(5)において、「第 140 条(3)から(5)まで」が「第 140 条(3)及び第 142 条」に変更された。

・ **第 130 条 特許庁における手続 ; 出願に対する不服申立**

(4)において、不服申立の期間が4月以内から2月以内に変更された。

・ **第 131 条 意図された登録に対する不服申立**

(1)において、不服申立の期間が4月以内から2月以内に変更された。

・ **第 143 条 罰すべき標識の侵害**

(2)において、「商業的に違反行為を行った場合は、5年以下の懲役又は罰金に処せられるものとする。」が「商業的に、又は(1)に該当する場合に当該犯罪の継続的実行の目的で編成された集団の一員として行為するときは、3月から5年までの懲役により処罰される。」に変更された。